電気供給約款
（低圧）

別紙Ⅰ（料金表）

≪おうちプラン≫

宮崎電力　株式会社

令和８年11月1日改訂

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

3. 契約電流

(1) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気供給約款（低圧）別表3（容量拠出金相当額）(3)によって計算された容量拠出金及び電気供給約款（低圧）別表5（送電サービス料）の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を

下回る場合は、その月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

	単位	【標準プラン】 料金(税込) 2026年10月31日まで	【標準プラン】 料金(税込) 2026年11月1日から	【3年割プラン】 料金(税込) 2026年10月31日まで	【3年割プラン】 料金(税込) 2026年11月1日から
10アンペア	1契約	297円00銭	422円45銭		
15アンペア	1契約	445円50銭	633円68銭		
20アンペア	1契約	594円00銭	844円90銭	591円03銭	841円93銭
30アンペア	1契約	891円00銭	1,267円35銭	886円55銭	1,262円90銭
40アンペア	1契約	1,188円00銭	1,689円80銭	1182円06銭	1,683円86銭
50アンペア	1契約	1,485円00銭	2,112円25銭	1477円58銭	2,104円83銭
60アンペア	1契約	1,782円00銭	2,534円70銭	1773円09銭	2,525円79銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

【標準プラン】

	単位	料金(税込) 2026年10月31日まで	料金(税込) 2026年11月1日から
最初の120キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	17円46銭	17円42銭

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで （第 2 段階料金）	1kWh	23 円 06 銭	**23 円 02 銭**
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	26 円 06 銭	**26 円 02 銭**

【3年割プラン】

	単位	料金（税込） **2026 年 10 月 31 日まで**	**料金（税込）** **2026 年 11 月 1 日まで**
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	17 円 45 銭	**17 円 41 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで （第 2 段階料金）	1kWh	22 円 53 銭	**22 円 49 銭**
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	23 円 63 銭	**23 円 59 銭**

（3） 最低月額料金

（1）および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金及び電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	単位	**料金（税込）** **2026年10月31日まで**	**料金(税込)** **2026年11月1日から**
10 アンペアから 15 アンペアの場合	1契約	314 円 79 銭	**377 円 03 銭**
20 アンペアから 60 アンペアの場合	1契約	314 円 60 銭	**376 円 84 銭**

5. その他

（1） 本プランに付随して3年割プランにて契約締結し、供給開始日より3年間未満で解約となった場合には、違約金（9,800 円）を別途お支払い頂くものとします。

（2） 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款（低圧）によるものといたします。

6. この料金表の実施日

この料金表は、令和8年 11 月 1 日から実施いたします。